

高齢福第 1558号
平成25年8月26日

各施設及び事業所 管理者 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長



高齢者虐待防止の徹底について

今般、県内の小規模多機能型居宅介護施設において、介護職員による高齢者の虐待事案が発生しました。

高齢者の尊厳と自立の保持を目的とする介護保険施設において、このような事案が起こったことは誠に遺憾であります。

つきましては、貴施設及び事業所（以下「施設等」という。）において、下記事項に留意のうえ、高齢者虐待防止の徹底をより一層推進するようお願いいたします。

記

- 1 施設等においては、高齢者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならないこと及びいかなる理由があろうとも虐待は許されない行為であることを再認識し、虐待防止を徹底すること。
- 2 施設等における虐待の有無及び虐待防止に係るチェック体制の再確認を行うとともに適切に対処すること。
特に、虐待行為の前兆となる職員の言葉使いや接し方を発見した場合は、早期に改善させ、虐待の芽を早期に摘むようにすること。
- 3 虐待防止・権利擁護に係る責任者を設置し、職員の職場内での言動に注意を払うとともに職員に対し虐待防止の研修を行うこと。
- 4 施設等の職員の採用に関しては、適格性を十分に把握し、採用後も職員のモラル及び資質向上に係る職場内研修の充実に努めること。

担 当 地域包括ケア推進班

TEL 097-506-2694